担当部署: 健康福祉部 子育て支援課

処分の概要	受給資格者に対する手当の支給の制限
法 令 名根 拠条項	児童扶養手当法 第13条の3第1項
法令番号	昭和36年法律第238号

【基準】

法第13条の3の規定による。

- 第13条の3 受給資格者(養育者を除く。以下この条において同じ。)に対する手当は、支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日から起算して7年を経過したとき(第6条第1項の規定による認定の請求をした日において3歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過したとき)は、政令で定めるところにより、その一部を支給しない。ただし、当該支給しない額は、その経過した日の属する月の翌月に当該受給資格者に支払うべき手当の額の2分の1に相当する額を超えることができない。
- 2 受給資格者が、前項に規定する期間を経過した後において、身体上の障害がある場合その他の政令で定める事由に該当する場合には、当該受給資格者については、厚生労働省令で定めるところにより、その該当している期間は、同項の規定を適用しない。

備考

設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	